国民健康保険制度のお知らせ
70歳以上の方の高額療養費の自己負担限度額が見直しされます。

高額療養費（70歳以上75歳未満の方）　※平成30年７月まで

区　分	所得要件	限度額（個人単位外来）	限度額（世帯単位入院含む）
現役並み所得者 ※１	課税所得 145万円以上	57,600円	80,100円＋（総医療費－267,000円）×１％ 【多数回該当：44,400円】
一　般 ※２	課税所得 145万円未満	14,000円 （年間上限額144,000円）	57,600円 【多数回該当：44,400円】
低所得者Ⅱ ※３	住民税非課税	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ ※４	住民税非課税 （所得が一定以下）	8,000円	15,000円

８月から変更になります

高額療養費（70歳以上75歳未満の方）　※平成30年８月以降は下記の表に変わります

区　分	所得要件	限度額（個人単位外来）	限度額（世帯単位入院含む）
現役並み所得者 ※１	課税所得 690万円以上	252,600円＋（総医療費－842,000円）×１％ 【多数回該当：140,100円】	変更箇所
	課税所得 380万円以上 690万円未満	167,400円＋（総医療費－558,000円）×１％ 【多数回該当：93,000円】	
	課税所得 145万円以上 380万円未満	80,100円＋（総医療費－267,000円）×１％ 【多数回該当：44,400円】	
一　般 ※２	課税所得 145万円未満	18,000円 （年間上限額144,000円）	57,600円 【多数回該当：44,400円】
低所得者Ⅱ ※３	住民税非課税	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ ※４	住民税非課税 （所得が一定以下）	8,000円	15,000円

所得区分について

※１　「現役並み所得者」とは、同じ世帯に基準所得以上（課税所得145万円以上かつ収入383万円以上、２人以上の場合は収入520万円以上）の70歳以上75歳未満の国保被保険者がいる人をいいます。

※２　「一般」とは、収入合計額が520万円未満（１人世帯の場合は383万円未満）の場合及び旧ただし書き所得の合計額が210万円以下の場合も含みます。

※３　「低所得者Ⅱ」とは、世帯主と世帯の国保被保険者全員が市町村民税非課税の人をいいます。

※４　「低所得者Ⅰ」とは、低所得者Ⅱの条件に加えて、その世帯の各所得が必要経費・控除額（公的年金については控除額80万円）を差し引いたときに０円となる人をいいます。

◎問い合わせ先　保健福祉課福祉係　☎56－2111（内線272・273）